

平成21年2月2日

## 公共工事における前払金の対象の拡大適用について

八王子市においては、経済情勢を鑑み、公共工事の前払金の対象範囲を拡大し、下記のとおり適用することとしました。

記

### 1 規模要件の緩和

#### (1) 工事について

予定価格が130万円を超える工事請負契約  
(改正前は予定価格1千万円以上)

#### (2) 設計・地質調査・測量委託について

予定価格が50万円を超える委託契約  
(改正前は予定価格5百万円以上)

### 2 工期要件の撤廃

工期を問わず対象とする。

(改正前は工事・委託とも契約期間が60日以上)

### 3 端数整理する額の改正

契約金額に工事は4割、委託は3割を乗じた額に1万円未満の端数がある時はその額を切捨てる。

(改正前は、10万円未満の端数を切捨て)

### 4 適用日

平成21年2月1日以降に公告又は指名をするものから。

### 5 その他

(1) 前払金の割合(工事は契約金額の4割以内、委託は同3割以内)については従前のおり、変更はありません。

(2) 前払金の請求には、保証事業会社と前払金保証の契約を結びその保証証書を市に提出していただく必要があります。

(3) 以前に前払金を受領したことのない事業者の方については、新たに前払金の専用口座を登録する必要があります。(前払専用口座以外には振り込めません)

<問い合わせ先>

財務部契約課工事契約担当(直通 042-620-7215)